

学校感染症について

1 学校感染症とは

- ・学校感染症にかかった場合は、治るまで登校が禁止されます。
(詳しくは、別紙の「学校感染症の診断書及び証明書」に説明があります。)

2 学校感染症の病気は

- ・以下の病気が「学校感染症」に該当します。

・インフルエンザ	・百日咳	・麻疹
・流行性耳下腺炎	・風しん	・水痘
・咽頭結膜炎	・結核	・髄膜炎菌性髄膜炎
・コレラ	・細菌性赤痢	・腸管出血性大腸菌感染症
・腸チフス	・パラチフス	・流行性角結膜炎
・急性出血性結膜炎		

- ・以下の病気については、条件によって出席停止になります。

・溶連菌感染症	・手足口病	・伝染性紅斑
・その他の感染症 (例 ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症、ノロウイルス感染症)		

3 学校感染症にかかったら

- ・以下の手続きをしてください。
 - ①医療機関で「学校感染症」の診断をうけたら、速やかに学校に電話で連絡してください。
 - ②「学校感染症の診断書及び証明書」を医療機関に提出してください。
 - ・証明書はダウンロードしてプリントアウトしてください。
 - ・同様の証明書は学校の職員室にもあります。
 - ③医師による証明がいただけたら、登校した際に用紙を学級担任に提出してください。
「学校感染症の診断書及び証明書」の提出は、回復後の登校から1週間以内に提出してください。登校初日でなくてもかまいません。
 - ④考査期間中に学校感染症で欠席した場合は、考査の追考査を受けられます。「学校感染症の診断書及び証明書」とともに「追試験受験願」を学級担任に提出してください。

